

## 個人所得控除「国のための買い物」

辻本 浩一郎

どの国でも年末商戦に様々なプロモーションが繰り広げられていますが、タイでは政府によって個人消費の押し上げが行われています。ここ数年は、年末になると追加の個人所得控除が発表されるのですが、今回は、昨年11月11日から12月3日までの期間の物品・サービスの購入（一部除外あり）上限15,000バーツ（約52,000円）を、個人所得税算出の際の控除として認めるというものでした。その名を、「国のための買い物」と定めています。

### < 税収アップに効果あり >

昨年度も同じようなキャンペーンを行い、約150億バーツ（約515億円）の国内消費を促したとされていますが、今年度は225億バーツ（約773億円）の見通しとのことです。タイ国税長官発言によるこの政策によって、個人所得税からの税収は20億バーツ（約69億円）ほど減るようですが、GDPを0.05%上げ、経費控除を行うためにはVAT（付加価値税）登録事業者が発行するタックスインボイス（Tax Invoice）が必要となることから、VAT、法人税による税収も見込まれるものと推測されます。

### < タックスインボイス >

この制度が初めて発表された年には、町中のショッピングモールで控除申請のためのタックスインボイスを求める人がサービスカウンター前に長蛇の列をなしている光景がよく見られました。というのも、本来、タックスインボイスには販売会社と購入者の情報が記載されていることが要件となっていますが、BtoCとなる小売店の場合、毎回顧客情報を入力することは不可能であるため、簡易式タックスインボイスという購入者情報が省略されたものを発行しています。

ただし、この所得控除を受けるためには両者の情報が入力された正式なタックスインボイスが必要であったため、別途サービスカウンターでの対応となり、慣れない作業に混乱が起っていました。しかし今年は3年目になることもあり、大手小売店は顧客データベースを作成し比較的スムーズな対応を行っていました。

### < 投資商品も控除対象 >

この他にも、タイでは投資商品の購入による控除も認められています。タイの社会保険制度は保険料が最大でも750バーツ（約2,600円）と少ないこともあり、日本の健康保険・年金制度と比べると内容が充実しているとは言いがたく、お金の余裕のある人は個人で民間の投資商品を購入するケースが多くなります。

終身年金料控除、生命保険料控除、プロビデントファンド積立金、長期株式信託（LTF）積立金などの一部購入費用が控除の対象となりますが、一定期間保持することが条件となっており、一番短いLTFでも5年間ほど寝かせる必要があります。また、タイの上場企業の株売買に係るキャピタルゲインは非課税、配当金は分離課税を選ぶことができその税率は10%となります。

国内の消費・投資が継続的に行われるよう配慮されているとも言えますが、これらの恩恵を受けるのはもちろん所得税の納付が発生する収入（基本控除を考慮すると、年間31万バーツ≒107万円以上、月あたり26,000バーツ≒9万円）を得ている人々という事になります。格差の大きいタイではその人口は全体のわずか8%とも言われています。